

青少年のインターネット利用環境整備に向けた総務省の取組

平成22年10月8日(金)

総務省

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

総務省総合通信基盤局長の研究会である「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長:堀部政男一橋大学名誉教授)において、青少年のインターネット利用環境の整備について、更なる取り組みの在り方を検討。

検討体制

●親会

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」

概要

新たなサービスの登場や新技術を活用した情報の流通などにより生じた課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するもの。

構成員

座長:堀部政男一橋大名誉教授、座長代理:相田仁東大大学院教授 等

●ワーキンググループ

青少年インターネットWG

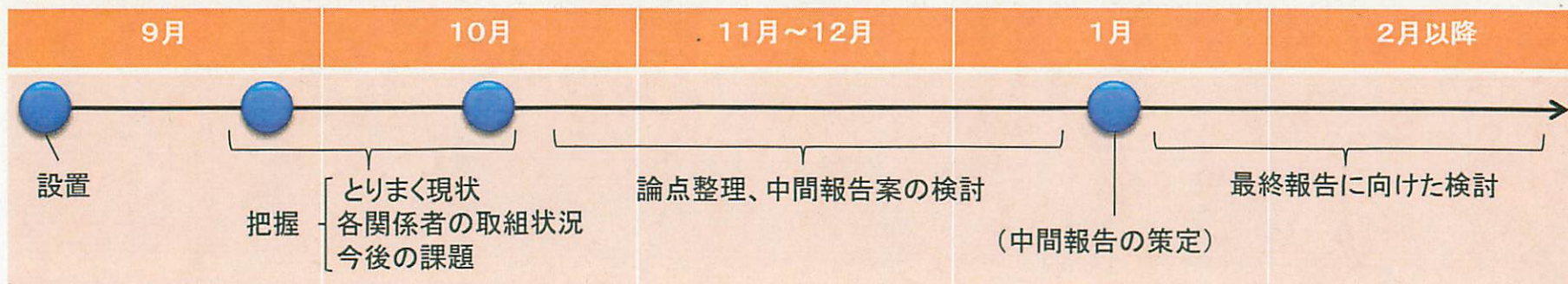
概要

青少年インターネット環境整備法の成立・施行後の、青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討。

構成員

主査:堀部政男一橋大名誉教授
主査代理:藤川大祐千葉大教授、宍戸常寿東大大学院准教授 等

検討スケジュール



主要な検討事項

(1) 各関係者に求められる責務の整理

各関係者によるこれまでの取り組みの効果を検証した上で、各関係者に求められる責務を整理する。また、各関係者の協働を促進するための方策について検討を行う。

(2) フィルタリング関連

① フィルタリング提供義務のあり方

スマートフォン、SIMロック解除端末及び3G接続可能なタブレット型PC等の新たなデバイスの登場を念頭に、どういった場合にどの事業者がフィルタリングの提供義務を果たすべきなのかを検討を行う。

② フィルタリングの更なる普及

携帯電話におけるフィルタリングの更なる普及に向けて、未成年者利用確認の徹底や保護者による安易なフィルタリング解除への対処等について検討を行う。

③ フィルタリングの実効性の向上

フィルタリングから漏れた青少年有害情報の存在等の指摘に対応し、フィルタリングの実効性の向上に向けて、携帯電話事業者、フィルタリング提供事業者及び第三者機関に求められる取り組みについて検討を行う。

(3) 保護者による青少年のインターネット利用の管理のあり方

保護者による青少年のインターネット利用の把握・管理が社会的に必要なことは言うまでもないところ、青少年のプライバシー意識の高まり等の環境変化や、保護者のネットリテラシー不足の問題もあり、必ずしも円滑になされているとは言い難い。こういった問題意識を背景に、適切な管理・把握の在り方、それを支援するツールの在り方について検討を行う。

(4) 特定サーバ管理者の責任のあり方

青少年有害情報等の流通に係る、特定サーバ管理者の責任のあり方について検討を行う。

(5) 実効性ある普及啓発のあり方

保護者、青少年及び教育関係者等に対する実効性ある普及啓発のあり方について検討を行う。

その他、構成員からあげられた検討事項

中小コミュニティサイトや海外サイトへの対応策の検討、インターネット依存への対処、フィルタリング提供事業者の行動指針の検討、等

(留意事項) インターネットは、青少年の社会活動の基盤として極めて重要な役割を担っていることに留意し、施策の検討にあたっては、リテラシーの向上を旨としつつ、できるだけ客観的な指標を示すこととする。